

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

【 申告のご案内 】

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっております。（地方税法第383条）

同封の申告書に所要事項を記入し、期日までにご提出ください。

◆ 申告書の提出期限 **令和8年2月2日（月）**

※1 控えが必要な方は、各自コピーしていただくようお願いします。

※2 申告書及び明細書が不足する場合は、巻末の様式をコピーするか多治見市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.tajimi.lg.jp>)

ホーム・オンラインサービス・申請書ダウンロード > 税務課・固定資産税関連

◆ 目次 ◆

1. 償却資産とは 1 ページ
2. 償却資産の申告について 5 ページ
3. 償却資産申告書の書き方 6 ページ
4. 種類別明細書の書き方 7 ページ
5. 課税標準額の特例等について 9 ページ
6. 税額等の算出方法と納期 13 ページ
7. 様式集 15 ページ

申告書の提出先・問い合わせ先

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
多治見市役所 駅北庁舎 税務課 資産税グループ
(26番窓口)

T E L 0572 (23) 5834 (直通)

F A X 0572 (25) 8228

1. 償却資産とは

償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例
1	構築物	広告塔、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車設備、舗装路面、碎石敷き路面、屋根のみの駐輪場 など
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 など
2	機械及び装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、窯業機械、印刷機械、化学装置、電動機、起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械及び装置、道路運送車両法上、大型特殊自動車に該当し、耐用年数の適用上種類が「機械及び設備」となるもの（ブルドーザー、パワーショベル、ショベルローダー、ロードローラー等のうち大型特殊自動車に属するもの）、太陽光発電設備 など
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	貨車・客車・荷車・自転車、道路運送車両法上、大型特殊自動車に該当し、耐用年数の適用上「車両及び運搬具」となるもの（フォークリフト、ターレット式構内運搬車、クローラ運搬車、モータスイーパーなどのうち大型特殊自動車に属するもの）など
6	工具、器具及び備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯機器、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物 など

申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産について申告が必要になります。

ア 所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

イ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）、償却済資産、遊休（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）及び未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）であっても、令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産

ウ 固定資産の価値を増加させるための改良費（資本的支出：新たな資産を取得したものとみなし、本体とは区分して扱います。）

エ 赤字決算等のために減価償却を行っていないが、本来、減価償却が可能な資産

オ 決算期以降に取得された資産で、未だ固定資産勘定に計上されていない資産

カ 福利厚生のに供するもの

キ 大型特殊自動車（自動車税及び軽自動車税の課税の対象としていないもの）

ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの（【表1】参照）

ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの（【表1】参照）

申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

サ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

(これに取り付けられたカーナビゲーション等の機器についても申告対象にはなりません。)

シ 無形固定資産(例: ソフトウェア、特許権、鉱業権等)

ス 家屋として固定資産税等の課税があるもの(テント倉庫等で土地への定着性があるもの)

セ 繰延資産

ソ 商品・貯蔵品等の棚卸資産

タ ※書画骨とう(複製等は除く)・牛・馬・果樹・その他の生物(観賞用・興行用等は除く)

※平成27年1月1日以後に取得をするもので、取得価額が1点100万円未満であるものについては、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、減価償却資産として取り扱うことができます。

チ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、一時に損金または必要な経費に算入されたもの(【表1】参照)

ツ 取得価額が10万円以上20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの(【表1】参照)

【表1】

少額資産について

○ = 申告対象

× = 申告対象外

償却方法 \ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却 (※ク)	○	○	○	○
中小企業等の少額資産特例 (※ケ)	△	○	○	
一時損金算入 (※チ)	×			
3年一括償却 (※ツ)		×		
法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(売買扱いのファイナンスリース)	×	×	○	○

△ = 平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみ、償却資産の申告対象になります。

国税の取扱いとの主な違い

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却資産の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)	原則として、『固定資産評価基準』 に定める減価率によります。 (14ページ《減価残存率表》を ご参照ください。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。

【業種別償却資産の具体例】

共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、看板、広告塔、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、応接セット、内装・内部造作等、キャビネット、ロッカー、コピー機、エアコン、パソコン、LAN設備、レジスター、机、椅子、テレビ、金庫、福利厚生設備 など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 など
飲食店	カウンター、接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、タオル蒸機、冷蔵庫、冷凍庫 など
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン など
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 など
医院、歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネット など
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル) など
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備 など
窯業・陶磁器製造業・加工業	土練機・ロクロ等窯業機械、加工用機械、窯、炉、コンベア、棚 など
旅館、ホテル、バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、楽器、ミラーボール、放送設備 など
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機 など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 など
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー など
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下層、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー など
不動産賃貸業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構設備 など
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ盤、研磨盤 など
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー など

家屋と償却資産の区分

◆ 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作、建築設備等の事業用資産については、償却資産として扱います。賃借人（テナント）等が償却資産として申告してください。（４ページ表 参照）
（地方税法第 343 条第 10 項、多治見市税条例第 63 条第 8 項）

◆ 家屋と設備等の所有者が同じ場合

自己所有家屋における建物附属設備のうち、以下に該当するものは経理上の区分にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

- ① 特定の生産又は業務の用に供されるもの（看板、厨房設備、機械の動力源 など）
- ② 独立した機械としての性格が強いもの（受変電設備、機械駐車設備 など）
- ③ 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの（簡易間仕切り など）
- ④ 屋外に設置されているもの（外構、屋外の電気配線やガス・水道の配管 など）

<参考> 家屋と償却資産の区分例

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家	屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ (ITV・CCTV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水機等)		◎		◎
		中央式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用 等)	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備 (ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)		◎		◎

2. 償却資産の申告について

① 申告していただく方

- ア 令和8年1月1日現在、多治見市内で事業を営んでいる個人、法人で償却資産をお持ちの方
- イ 多治見市内で事業を営む方に、償却資産を貸し付けている方
- ウ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- エ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- オ 所有権が売り主に留保されている割賦販売等による償却資産の買い主の方
- カ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

② 提出書類

- (1) 償却資産申告書 第26号様式
- (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用） 第26号様式別表1
- (3) 種類別明細書（減少資産用） 第26号様式別表2

※ 控えは、各自コピーして保管してください。

※ 申告書及び明細書が不足する場合は、巻末の様式をコピーするか多治見市ホームページからダウンロードしてください。(https://www.city.tajimi.lg.jp)

③ 提出期限と提出先

令和8年2月2日(月)

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地
多治見市役所 駅北庁舎 税務課資産税グループ（税務課26番窓口）

④ 申告方法

前年中（令和7年1月2日～令和8年1月1日）に増加した資産又は減少した資産を加除修正してください。

※ 増加・減少いずれもない場合は、申告書の備考欄の『増減なし』に○印をつけてください。

※ 郵送により申告書を提出される方で「控え」の返送をご希望される場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封くださるようお願いいたします。

電子申告（エルタックス）もご利用ください。詳しくは、12ページをご覧ください。

企業電算申告についてお願い

電算処理による独自の様式で申告される方は、次の事項に従って申告してください。

① 企業電算申告の要件

毎年度、固定資産評価基準に定められた方法により、評価額等を正確に算出して申告を行うこと。
毎年度、全ての資産について種類別明細書を作成して提出すること。

② 提出書類についての注意点

償却資産申告書	6ページに記載している様式と同様に作成し、評価額、決定価格、課税標準額まですべてを計算し記入してください。 本市から送付した申告用紙を使用しなかった場合は、用紙を白紙のまま同封して提出していただくか、提出される申告書の欄外右上に本市の申告書に記載してある「所有者コード」を記入してください。
種類別明細書 （全資産）	7ページに記載している様式と同様に作成してください。 すべての資産について価額（決定価格）、課税標準額を算定してください。 また、課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記入してください。

3. 償却資産申告書の書き方

※複写用紙ではありませんので、控えは、各自コピーして保管してください。

1. 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を記入し、ふりがなをふってください。

2. 氏名を記入し、ふりがなをふってください。
屋号があれば記入して法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

令和 8 年度
令和 8 年 1 月 13 日
多治見市長殿

507-8787
多治見市青羽町1丁目233番地
たじみ 太郎
多治見 太郎
(屋号 多治見商事)

3 個人番号又は法人番号
4 事業種目
5 事業開始年月
6 この申告に申告する者の氏名
7 税理士等の氏名

8 短期耐用年数の承認
9 増加償却の品出
10 非課税償却資産
11 課税標準の貸倒
12 特別償却又は庄船記帳
13 税務会計上の償却方法
14 青色申告

15 多治見市内にある資産の所在地を記入してください。
16 借用資産の有無を○で囲んでください。
17 事業用家屋の所有区分について、該当するほうを○で囲んでください。

18 (1) 該当するものがあれば、その項目を○で囲んでください。
(2) 次のような事項を記入してください。
① 所有者の住所、氏名又は名称に異動があった場合
→異動年月日、旧住所、旧氏名又は旧名称
② 課税標準の特例及び非課税に該当する資産がある場合
→その旨の表示と適用条項
③ 所有者が先と納税通知書の送達先が異なる場合
→納税通知書の送達先
④ その他参考となる事項、添付書類がある場合は、その名称。

3. マイナンバー（個人番号12桁又は法人番号13桁）を右詰で記載してください。

取得価額について		(イ)前年前に取得したもの	(ロ)前年中に減少したもの	(ハ)前年中に取得したもの	(ニ)計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
令和7年1月1日以前に取得したもの	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少したもの	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加したもの	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加したもの	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加したもの	種類別明細書の加除修正した後の取得価額と同じ額になります。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	課税標準額 (A)	決定価格 (B)	評価額 (C)	償却率 (D)	償却額 (E)	償却後の残価 (F)
1 構築物	1000000	0	0	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	0
2 機械及び装置	220000	0	0	220000	220000	220000	220000	220000	220000	0
3 船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 車両運搬具	2000000	0	0	2000000	2000000	2000000	2000000	2000000	2000000	0
6 工具・器具及び備品	3400000	0	0	3400000	3400000	3400000	3400000	3400000	3400000	0
7 合計	6620000	0	0	6620000	6620000	6620000	6620000	6620000	6620000	0

(注) 上記 (ロ) (ハ) には、種類別明細書に記入した前年中に減少又は増加した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

「増加資産・全資産用」の書き方

※複写用紙ではありませんので、控えは、各自コピーして保管してください。

[illegible]

「種類別明細書（減少資産用）」の書き方

※複写用紙ではありませんので、控えは、各自コピーして保管してください。

資産の種類
以下の資産の種類から、当該資産に該当する1から6までの数字を記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具・器具及び備品

令和8年度		資産の種類		取得年月		取得価額		減少の事由及び区分		所有者名		第26号様式別表2	
抹消コード	記号	名称	数量	年	月	千円	百円	千円	百円	1	2	1	2
015	10037	大型特殊・フォークリフト	1	H	25	10	2,000,000	4	1・2・3・4	1・2	R07.8除却	多治見工業株式会社	1枚のうち1枚目
026	10056	パソコン	3	H	26	5	780,000	4	1・2・3・4	1・2	10台のうち3台減少 2,600,000円のうち780,000円除却		
03									1・2・3・4	1・2			
04									1・2・3・4	1・2			
05									1・2・3・4	1・2			
06									1・2・3・4	1・2			
07									1・2・3・4	1・2			
08									1・2・3・4	1・2			
09									1・2・3・4	1・2			
10									1・2・3・4	1・2			
11									1・2・3・4	1・2			
12									1・2・3・4	1・2			
13									1・2・3・4	1・2			
14									1・2・3・4	1・2			
15									1・2・3・4	1・2			
16									1・2・3・4	1・2			
17									1・2・3・4	1・2			
18									1・2・3・4	1・2			
19									1・2・3・4	1・2			
20									1・2・3・4	1・2			
		小計		4			2,780,000					ページごとに取得価額の合計金額を記入してください。	

2枚のうち1枚目というようにページ数を記入してください。

減少の事由及び区分
該当する事項を○で囲んでください。

[減少事由]
1 売却
2 滅失
3 移動
4 その他

[減少区分]
1 全部
2 一部

減少の区分が「2 一部」に該当する場合は、左記のとおり取得価額及び減少した額を摘要欄に記入してください。

その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

5. 課税標準額の特例等について

課税標準額の特例について

地方税法に規定される一定の要件に該当する資産には、課税標準の特例が適用されます。

新たに申告される場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書の備考欄に適用条項と特例率を記入し、特例を受ける事実を証明する書類の写しを申告書に添付してください。

◆わがまち特例の導入について

平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。このことを受け、わがまち特例の対象となる資産について、多治見市税条例により課税標準の特例割合を定めました。

該当資産がある場合には、特例を受ける事実を証明する書類（特定施設設置届出書、仕様書、取得日を証する書類など）の写しを申告書に添付してください。

中小事業者等の設備投資に係る課税標準の特例について

中小事業者等が令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に先端設備導入計画に従って新たに取得した先端設備等について、一定の要件を満たす場合、課税標準の特例が適用されます。
※多治見市（商工観光課）から認定を受けていることが条件です。

＜特例内容＞

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無	R5. 4. 1～R7. 3. 31	3 年	課税標準を 1/2 に軽減
有	R6. 4. 1～R7. 3. 31	4 年	課税標準を 1/3 に軽減
有 (1.5%以上の賃上げ)	R7. 4. 1～R9. 3. 31	3 年	課税標準を 1/2 に軽減
有 (3%以上の賃上げ)		5 年	課税標準を 1/4 に軽減

①対象者

資本金若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人、従業者数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの

②対象設備

下表の対象資産のうち、以下の要件を満たすもの

- ・商品の生産若しくは販売または役務の提供の用に直接供するもの（中古資産ではないもの）
- ・年平均の投資利益率が 5 %以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

	設備の種類	取得価格	取得時期
ア	機械装置	160万円以上	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
イ	測定工具及び検査工具	30万円以上	
ウ	器具・備品	30万円以上	
エ	建物附属設備 (償却資産として課税されるもの)	60万円以上	

特例の適用を受ける場合には、多治見市商工観光課から認定を受けた「先端設備等導入計画に係る申請書の写し」、「先端設備等導入計画認定書の写し」、「認定経営革新等支援機関による確認書の写し」、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し」を申告書に添付してください。

リース会社が申告する場合、上記資料に加え、「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産税固定資産税軽減計算書の写し」を提出してください。

わがまち特例対象資産一覧

対象資産		根拠法令	特例率	具体例	取得期間	適用期間
水質汚濁防止法特定施設等の汚水処理施設		法附則第15条第2項第1号、市税条例附則第9条の2第1項	1/2	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など（暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設）	令和6.4.1～ 令和8.3.31	期限無し
下水道除害施設		法附則第15条第2項第5号、市税条例附則第9条の2第2項	4/5	沈殿・浮上装置、油水分離装置、など（新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するもの）	令和6.4.1～ 令和8.3.31	期限無し
地下街の洪水時の浸水防止設備		法附則第15条第28項、市税条例附則第9条の2第14項	2/3	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機など	平成29.4.1～ 令和8.3.31	5年間
特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備（※1）	法附則第15条第25項第1号イ、市税条例附則第9条の2第3項	1/2	1,000kW未満	令和6.4.1～ 令和8.3.31	3年間
		法附則第15条第25項第3号イ、市税条例附則第9条の2第8項	7/12	1,000kW以上		
	風力発電設備	法附則第15条第25項第1号ロ、市税条例附則第9条の2第4項	2/3	20kW以上		
		法附則第15条第25項第3号ロ、市税条例附則第9条の2第9項	3/4	20kW未満		
	水力発電設備	法附則第15条第25項第3号ハ、市税条例附則第9条の2第10項	3/4	5,000kW以上		
		法附則第15条第25項第4号イ、市税条例附則第9条の2第11項	1/2	5,000kW未満		
	地熱発電設備	法附則第15条第25項第1号ハ、市税条例附則第9条の2第5項	2/3	1,000kW未満		
		法附則第15条第25項第4号ロ、市税条例附則第9条の2第12項	1/2	1,000kW以上		
	バイオマス発電設備	法附則第15条第25項第2号、市税条例附則第9条の2第7項	6/7	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質・農作物残さ区分に該当するもの）		
		法附則第15条第25項第1号ニ、市税条例附則第9条の2第6項	2/3	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質・農作物残さ区分に該当しないもの）		
		法附則第15条第25項第4号ハ、市税条例附則第9条の2第13項	1/2	10,000kW未満		
家庭的保育事業等（5人以下）	家庭的保育事業	法第349条の3第27項、市税条例第70条の2第1項	1/2	少人数の家庭的保育	平成30年度以降の課税から	事業廃止まで
	居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項、市税条例第70条の2第2項	1/2	障害・疾患などの個別ケアや施設がなくなった地域での保育		
	事業所内保育事業	法第349条の3第29項、市税条例第70条の2第3項	1/2	会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育		

（※1）経済産業省の固定価格買取制度を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備が対象となります。（「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを添付ください。）

増加償却について

通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、法人税法もしくは所得税法の規定による増加償却が認められた資産は、増加償却が適用されます。

増加償却を申告される場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書にその旨を記入し、税務署長に提出した適用事業年度の「増加償却の届出書」の写しを申告書に添付してください。

陳腐化資産の一時償却について

技術の著しい進歩などにより、機械設備などの価値が著しく陳腐化した場合に適用される減価償却のことです。

陳腐化償却を申告される場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書にその旨を記入し、国税局長からの「承認通知書」の写しを申告書に添付してください。

耐用年数省令の改正に係る申告の取扱いについて

平成 20 年度税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の改正が行われ、耐用年数が大きく変更されました。

固定資産税においては、平成 21 年度分（平成 21 年 1 月 1 日現在所有分）から改正後の耐用年数に基づき申告してください。

資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成 21 年度の評価額から、前年度（平成 20 年度）の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。

該当する資産がある場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書の備考欄に「省令改正」と「改正前の耐用年数」を記載してください。

個人番号・法人番号の記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行されました。この制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、皆さまにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

平成27年10月から国民一人ひとり（個人）に、12桁の個人番号及び法人には13桁の法人番号が通知されています。

そのため、償却資産申告については、平成28年1月から提出する申告書にマイナンバーの記載が必要となりました。

- ※ 申告漏れ等の場合の課税に際しては、申告していただいた年度だけでなく、5年を限度に資産を取得された年の翌年度まで遡及することになります。また、それに伴う延滞金も発生しますので、申告漏れ等のないようご注意ください。
- ※ 事業所の閉鎖、解散等により、資産を処分、売却もしくは譲渡された場合は、必ずその旨を申告書備考欄に記入のうえ提出してください。
- ※ 決算期以降、1月1日までの資産の増減についても申告が必要です。
- ※ 所有する資産がわずかであっても、申告書は必ず提出してください。
- ※ 正当な事由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び多治見市税条例第85条の規定により、過料を科せられることがあります。
また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

電子申告(エルタックス)により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます。

eLTAX(エルタックス)とは：地方税に関する手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。
『地方税共同機構』が運営を行っています。

電子申告の特徴

- 自宅や事業所からインターネットを利用することにより、簡単に手続きができます。
- エルタックスを利用している地方公共団体であれば、各地方公共団体に申告を一度に送信できます。
- 電子申告の専用ソフトを利用し、申告書を簡単に作成できます。
- エルタックスに対応した市販の財務・会計ソフトにより、申告データの作成が可能です。
- 前年度に申告した償却資産情報をプレ申告データとして、当年の資産の増加・減少情報を入力し申告することが可能です。

利用届出や申告手続きのお問い合わせは

エルタックスについての詳しい内容や手続きについては、エルタックスのホームページをご覧ください。
エルタックスヘルプデスクへ お問い合わせください。

- ・ エルタックスホームページアドレス : <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ エルタックスヘルプデスク
電話番号 : 0570-081459 (左記の番号でつながらない場合は 03-6745-0720)
受付時間 : 9時00分 から 17時00分 まで (土日祝・年末年始を除く)

6. 税額等の算出方法

① 評価額の算出

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに以下のように算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

評価額の求め方

減価残存率は次ページの表を参照

※ 前年中に取得した資産（前年取得のものは一律半年償却）

$$\text{取得価額} \times \left[1 - (1 - \text{減価残存率}) / 2 \right] = \text{評価額（小数点以下切り捨て）} \cdots \text{A式}$$



半年償却後の減価残存率：端数を持ったまま計算した後、小数点第3位未満切り捨て

※ 前年前に取得した資産

$$\text{A式で求めた前年度の評価額} \times \text{減価残存率} = \text{評価額（小数点以下切り捨て）}$$

具体例

種類：工具・器具及び備品 取得価額 800,000 円

耐用年数：3年（減価残存率 0.464） 令和7年10月取得

評価額の最低限度 800,000 円 $\times 5/100 = \underline{40,000 \text{ 円}}$

令和8年度評価額	$800,000 \text{ 円} \times (1 - (1 - 0.464) / 2) =$	585,600 円
令和9年度評価額	$585,600 \text{ 円} \times 0.464 =$	271,718 円
令和10年度評価額	$271,718 \text{ 円} \times 0.464 =$	126,077 円
令和11年度評価額	$126,077 \text{ 円} \times 0.464 =$	58,499 円
令和12年度以降評価額	$58,499 \text{ 円} \times 0.464 =$	27,143 円 < <u>40,000 円</u>

※令和12年度で評価額の最低限度（取得価額の5%）を下回るので令和12年度以降の評価額は40,000円となります。

② 課税標準額

- 各資産の評価額の合算額（決定価格）が課税標準額（千円未満切り捨て）となります。
- 課税標準額の特例（9ページ）の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。

③ 税額

- 課税標準額（千円未満切り捨て） $\times$ 税率（100分の1.4）＝ 税額（百円未満切り捨て）
- 課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、免税点未満であっても申告は必要です。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率	耐用年数	減価残存率	耐用年数	減価残存率	耐用年数	減価残存率
2	0.316	26	0.915	51	0.956	76	0.970
3	0.464	27	0.918	52	0.957	77	0.970
4	0.562	28	0.921	53	0.957	78	0.971
5	0.631	29	0.924	54	0.958	79	0.971
6	0.681	30	0.926	55	0.959	80	0.972
7	0.720	31	0.928	56	0.960	81	0.972
8	0.750	32	0.931	57	0.960	82	0.972
9	0.774	33	0.933	58	0.961	83	0.973
10	0.794	34	0.934	59	0.962	84	0.973
11	0.811	35	0.936	60	0.962	85	0.974
12	0.825	36	0.938	61	0.963	86	0.974
13	0.838	37	0.940	62	0.964	87	0.974
14	0.848	38	0.941	63	0.964	88	0.974
15	0.858	39	0.943	64	0.965	89	0.974
16	0.866	40	0.944	65	0.965	90	0.975
17	0.873	41	0.945	66	0.966	91	0.975
18	0.880	42	0.947	67	0.966	92	0.975
19	0.886	43	0.948	68	0.967	93	0.975
20	0.891	44	0.949	69	0.967	94	0.976
21	0.896	45	0.950	70	0.968	95	0.976
22	0.901	46	0.951	71	0.968	96	0.976
23	0.905	47	0.952	72	0.968	97	0.977
24	0.908	48	0.953	73	0.969	98	0.977
25	0.912	49	0.954	74	0.969	99	0.977
		50	0.955	75	0.970	100	0.977

償却資産の調査について

多治見市では、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、地方税法の規定に基づき償却資産の調査を実施しています。

この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳、決算書類及び税務書類等）の開示又は写しの提出をお願いし、申告内容との照合・確認等を行うものです。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、多治見市より調査に伺う際にはご協力くださいますようお願い申し上げます。

修正申告について

提出いただいた申告書や償却資産の調査により、誤りや申告漏れ等があるときは修正申告をお願いすることがあります。

その場合には、資産の取得年次に応じて過年に遡って課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがありますので、あらかじめご承知ください。

種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名										枚数	
※ 所有者コード										※										枚のうち	
行種 番号	資産コード	資産	の	名	称	等	数量	取得年月		取得価額		(4) 耐用減価 年数 残存率		価額		(5) 課税標準の 率		※課税標準額		増加事由	
								年号	月	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
01													0.								1.2
																					3.4
02													0.								1.2
																					3.4
03													0.								1.2
																					3.4
04													0.								1.2
																					3.4
05													0.								1.2
																					3.4
06													0.								1.2
																					3.4
07													0.								1.2
																					3.4
08													0.								1.2
																					3.4
09													0.								1.2
																					3.4
10													0.								1.2
																					3.4
11													0.								1.2
																					3.4
12													0.								1.2
																					3.4
13													0.								1.2
																					3.4
14													0.								1.2
																					3.4
15													0.								1.2
																					3.4
16													0.								1.2
																					3.4
17													0.								1.2
																					3.4
18													0.								1.2
																					3.4
19													0.								1.2
																					3.4
20													0.								1.2
																					3.4
							小 計														

注意 「増加事由」 の欄は、 1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他のいづれかに○印を付けてください。

種類別明細書（減少資産用）										所有者名				枚のうち	
※所有者コード															
行 番 号	抹 消 コ ー ド	資 産 の		名 称	等	数量	取得年月 年号 年 / 月	取得価額 十億 百万 千 円	耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分 1売却2減失3移動4その他1全部2一部		摘	要	
01											1・2・3・4	1・2			
02											1・2・3・4	1・2			
03											1・2・3・4	1・2			
04											1・2・3・4	1・2			
05											1・2・3・4	1・2			
06											1・2・3・4	1・2			
07											1・2・3・4	1・2			
08											1・2・3・4	1・2			
09											1・2・3・4	1・2			
10											1・2・3・4	1・2			
11											1・2・3・4	1・2			
12											1・2・3・4	1・2			
13											1・2・3・4	1・2			
14											1・2・3・4	1・2			
15											1・2・3・4	1・2			
16											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
19											1・2・3・4	1・2			
20											1・2・3・4	1・2			
小 計															